

第9回日本語教育推進関係者会議

児童生徒に対する日本語教育

佐藤 郡衛

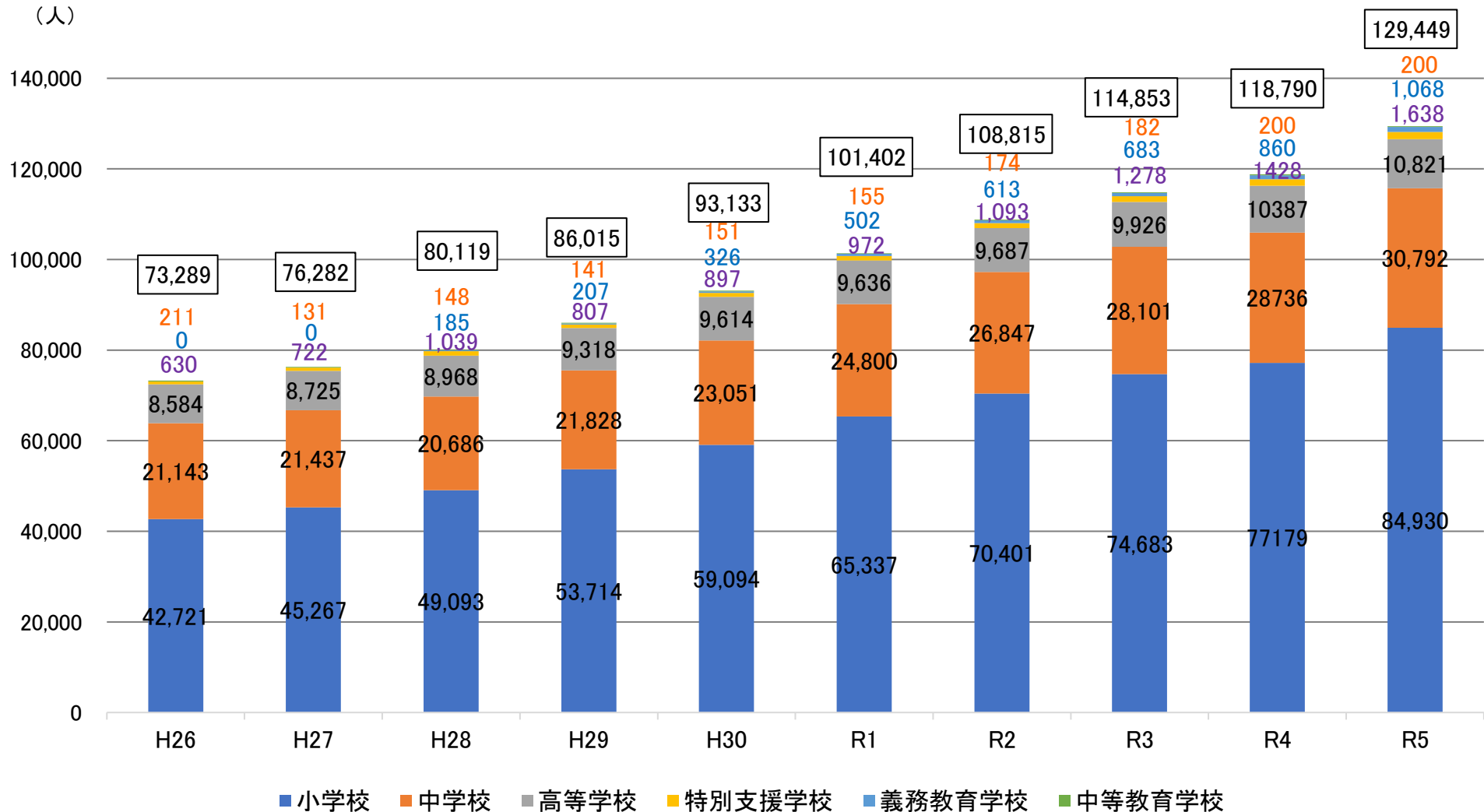
東京学芸大学（名誉教授）

国内の児童生徒の日本語教育の現状

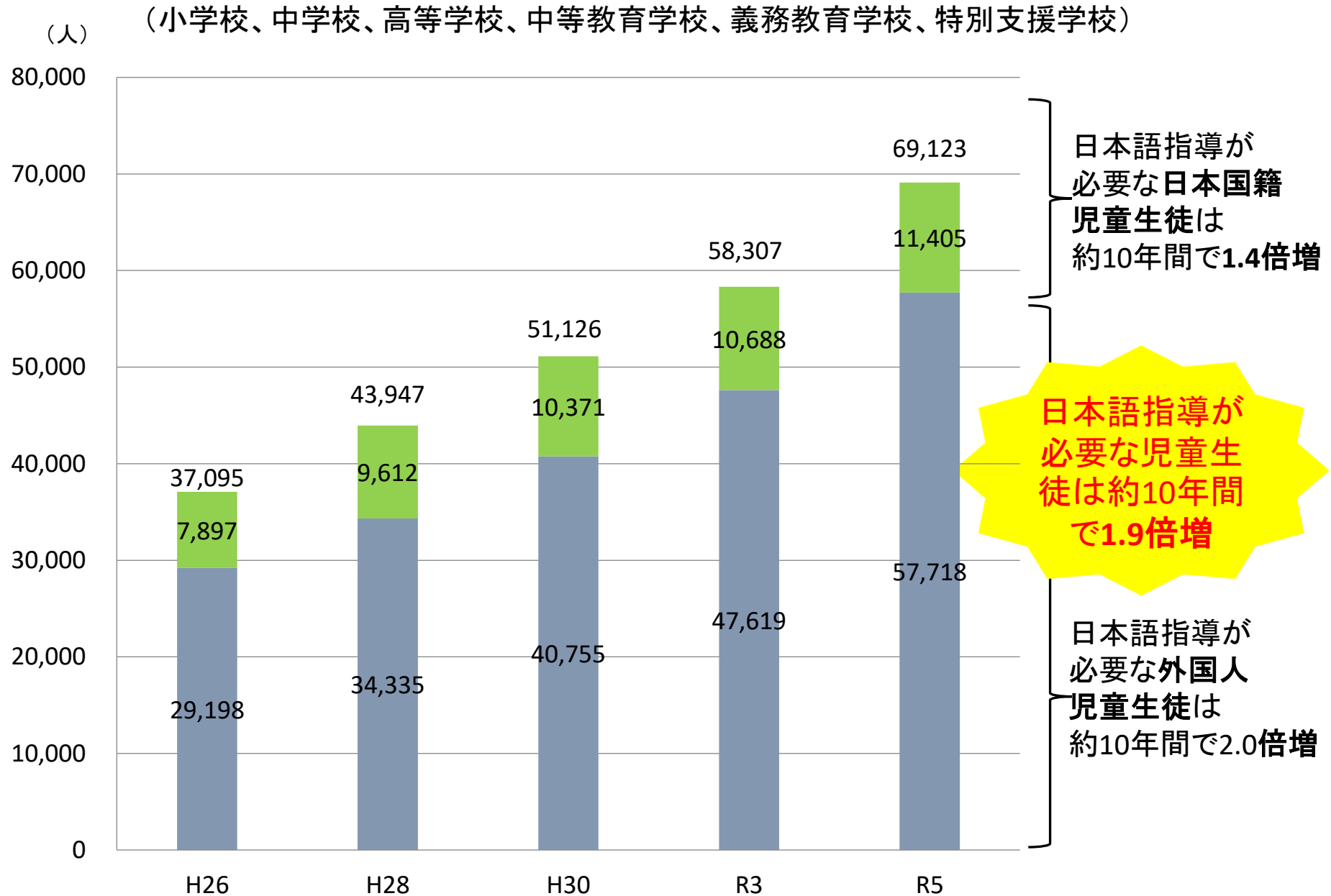
- 調査統計からみた現状
- 施策からみた現状
- 学校現場からみた現状

公立学校に在籍する外国人児童生徒数の推移

○公立学校に在籍する外国人児童生徒数は、10年間で約5.6万人増加し、約13万人となっている。



公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移①



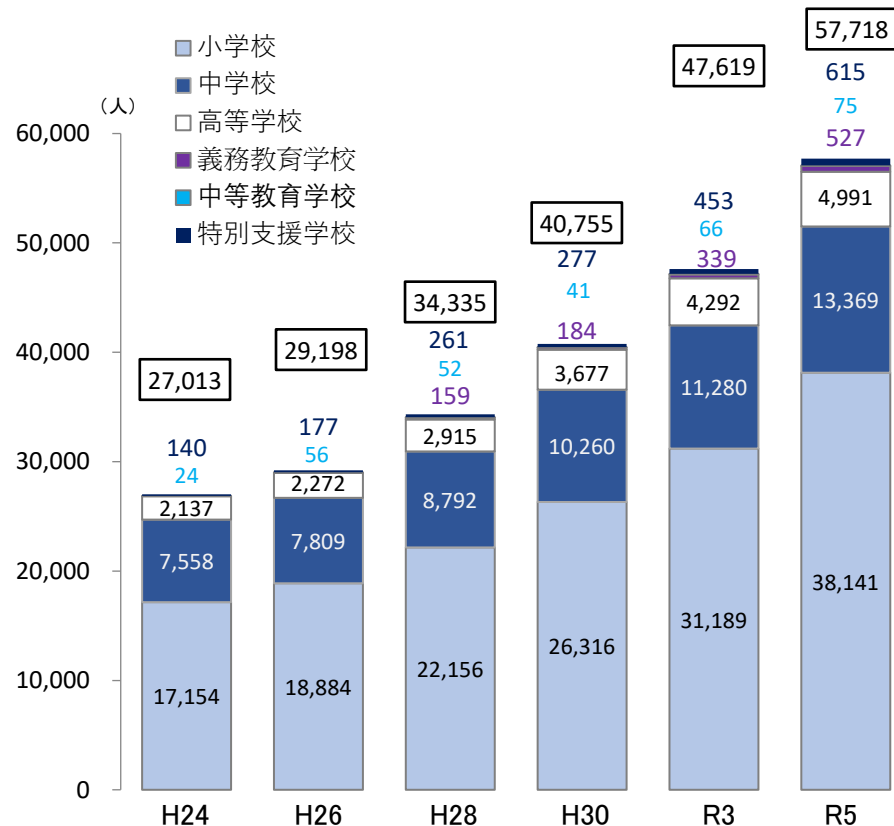
(出典)文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」

公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移②

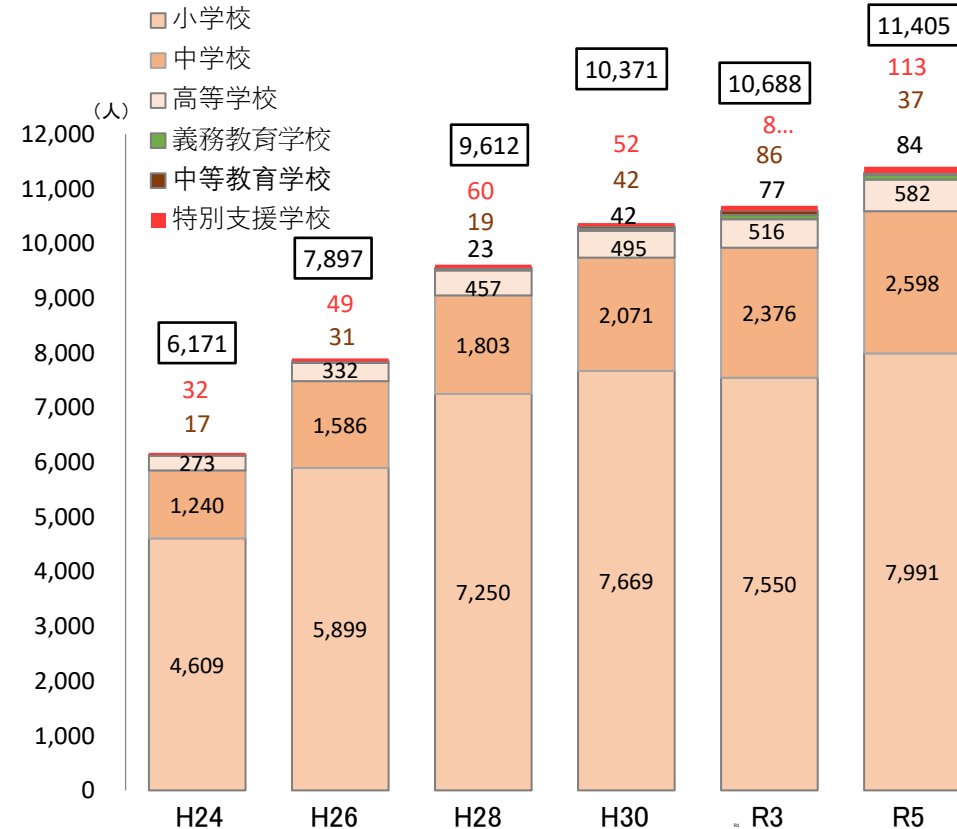
- 日本語指導が必要な児童生徒については、令和5年5月1日現在で、
 外国籍の者(※)で57,718人(21.2%増)であり、前回調査より10,099人増加し、
 日本国籍の者は11,405人(6.7%増)であり、前回調査より717人増加した。

※ 公立学校に在籍する外国籍の児童生徒の総数は129,449人であり、このうち日本語指導が必要な者の割合は44.6%となっている。

■ 日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数

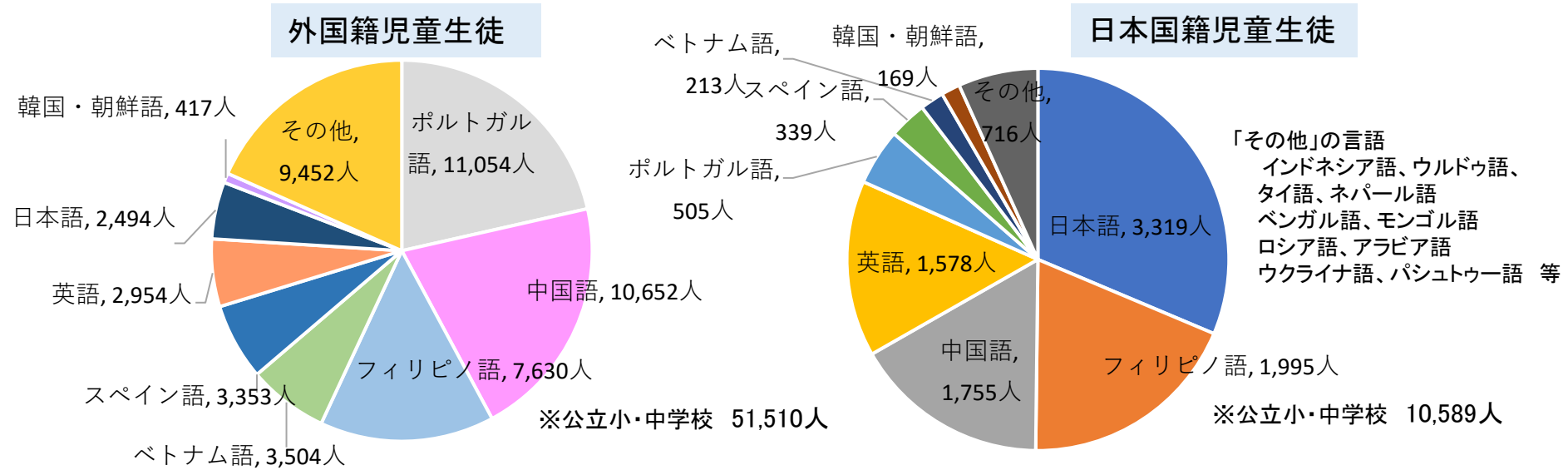


■ 日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数



帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状①

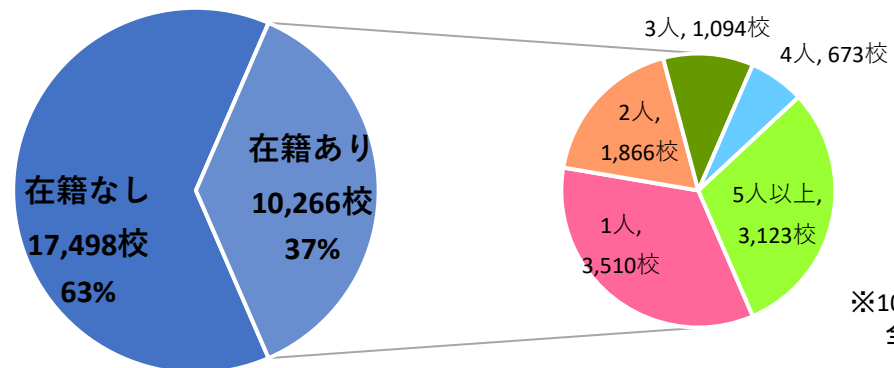
① 日本語指導が必要な児童生徒は多様化している



② 日本語指導が必要な児童生徒は集住化・散在化の傾向がみられる

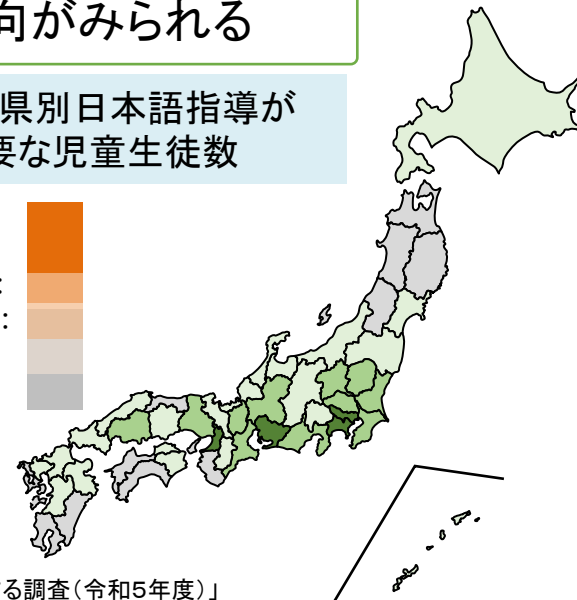
日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数

(公立小・中学校 27,764校)



都道府県別日本語指導が必要な児童生徒数

5,000人～ :
1,000人～ :
100人～ :
～99人 :



出典: 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(令和5年度)」

帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状②

○特別な配慮に基づく指導を受けている児童生徒数及び割合（令和5年度）

	特別な配慮に基づく指導を受けている児童生徒数（人）	日本語指導が必要な児童生徒のうち、特別な配慮に基づく指導を受けている児童生徒の割合（％）
外国籍	52,176(43,332)	90.4%(91.0%)
日本国籍	9,878(9,419)	86.6%(88.1%)

※（ ）は令和3年度。

○「特別の教育課程」による指導を受けている児童生徒数及び学校数（令和5年度）

	「特別の教育課程」による指導を受けている児童生徒数（人）		「特別の教育課程」による指導を行っている学校数（校）	
	外国籍	日本国籍	外国籍	日本国籍
義務教育段階	37,500 (31,796)	6,809 (6,361)	5,880 (4,943)	2,363 (2,239)
高等学校段階	215	30	33	13

※（ ）は令和3年度。高等学校段階における「特別の教育課程」は令和5年度から制度導入。

令和4年度中の日本語指導が必要な中学生等の進路状況

※中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校(中学部)が対象

①進学率

	中学校等を卒業した生徒数	中学校等を卒業した後高等学校や専修学校などの教育機関等(※1)に進学等した生徒数	進学率
日本語指導が必要な中学生等	4,464	4,029	90.3%
全中学生等	1,008,419 (※2)	998,557 (※2)	99.0%

(※1) 専修学校(高等課程、一般課程)、公共職業能力開発施設等を含む

(※2) 「令和5年度学校基本調査」を基に算出

②就職率

	中学校等を卒業した生徒数	中学校等を卒業した後就職した生徒数	就職率
日本語指導が必要な中学生等	4,464	78	1.7%
全中学生等	1,008,419 (※2)	1,821 (※2)	0.2%

(※2) 「令和5年度学校基本調査」を基に算出

③進学も就職もしていない者の率

	中学校等を卒業した生徒数	中学校等を卒業した後進学・就職(・帰国)していない生徒数(不詳、死亡は除く)	進学も就職もしていない者の率
日本語指導が必要な中学生等	4,464	225	5.0%
全中学生等	1,008,419 (※2)	7,981 (※2)	0.8%

(※2) 「令和5年度学校基本調査」を基に算出

令和4年度中の日本語指導が必要な高校生等の中退・進路状況

※高等学校・中等教育学校後期課程・特別支援学校(高等部)が対象。

1. 中途退学率

	在籍している生徒数	中途退学した生徒数	中退率
日本語指導が必要な高校生等(特別支援学校の高等部は除く)	4,335	370	8.5%
全高校生等(特別支援学校の高等部は除く)	1,999,163(※1)	22,631(※2)	1.1%

(※1)「令和4年度学校基本調査」を基に算出

(※2)「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」を基に算出

2. 進路状況

①進学率

	高等学校等を卒業した生徒数	高等学校等を卒業した後大学や専修学校などの教育機関等(※3)に進学等した生徒数	進学率
日本語指導が必要な高校生等	1,010	471	46.6%
全高校生等	668,892(※4)	501,533(※4)	75.0%

(※3)短期大学、専門学校、各種学校を含む

(※4)「令和5年度学校基本調査」を基に算出

②就職者における非正規就職率

	高等学校等を卒業した後就職した生徒数	高等学校等を卒業した後非正規又は一時的に就職した生徒数	就職者における非正規就職率
日本語指導が必要な高校生等(全日制・定時制・通信制高校及び中等教育学校後期課程のみ)	352	136	38.6%
全高校生等(全日制・定時制高校及び中等教育学校後期課程のみ)	115,091(※4)	3,566(※4)	3.1%

(※4)「令和5年度学校基本調査」を基に算出

③進学も就職もしていない者の率

	高等学校等を卒業した生徒数	高等学校等を卒業した後進学・就職(・帰国)していない生徒数(不詳、死亡は除く)	進学も就職もしていない者の率
日本語指導が必要な高校生等	1,010	119	11.8%
全高校生等	668,892(※4)	43,803(※4)	6.5%

(※4)「令和5年度学校基本調査」を基に算出

外国人の子供の就学状況等調査結果（令和5年度）

調査基準日：令和5年5月1日

（1）就学状況の把握状況

I 学齢相当の外国人の子供の人数（住民基本台帳上の人数150,695人）

II 学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握状況（下表）

III 不就学の可能性があると考えられる外国人の子供の数を単純合計すると（③＋⑤＋⑦）、8,601人となる。

区分	住民基本 台帳上の 人 数	市町村教育委員会から報告のあった人数							（参考） ⑦住民基本台帳 上の人数との差 （人）	不就学の可能性 のある子供の数 （③、⑤、⑦の 合計）
		就学者数		③ 不就学	④ 出国・転居 （予定含む）	⑤ 就学状況 確認でき ず	⑥その他	計 （人）		
		①義務教育 諸学校	②外国人 学校							
令和元年度	123,830	96,370	5,023	630	3,017	8,658	—	113,698	10,132	19,420
令和３年度	133,310	112,148	7,922	649	3,194	8,597	—	132,510	800	10,046
令和4年度	136,923	116,288	9,180	778	3,272	6,675	—	136,193	730	8,183

（令和5年度）

小学校相当 合計人数	106,540	90,789	7,462	641	2,673	4,701	15	106,281	259	5,601
中学校相当 合計人数	44,155	36,450	3,531	329	1,160	2,498	14	43,982	173	3,000
合計人数	150,695	127,239	10,993	970	3,833	7,199	29	150,263	432	8,601
（構成比）	—	84.7%	7.3%	0.6%	2.6%	4.8%	0.0%	100.0%	—	—

※⑥その他は①～⑤のいずれにも該当しない者（母国等の学校のオンライン教育を受講している等）。

調査統計からみた現状

- 日本の公立学校に就学している**外国籍の児童生徒数**：約13万人
- **日本語指導が必要な児童生徒数**：約6万9千人（外国籍児童生徒数：約5万8千人）
- 母語の多様化、集住化と散在化の両極化
- 何らかの日本語指導を受けている児童生徒の割合：90%前後
内「特別の教育課程」による指導を受けている児童生徒の割合：70%前後
- 日本語指導が必要な高校生等の**中退率：8.5%**（全高校生1.1%）、**進学率：46.6%**（全高校生75.0%）、就職者における**非正規就職率：38.6%**（全高校生3.1%）、**進学も就職もしていない者の率：11.8%**（全高校生6.5%）
- **不就学**（の可能性のある）の子ども数：**8,601人**

日本語指導にかかわる国（文科省）の主な施策

- 2003年：JSL（Japanese as a Second Language）カリキュラム小学校編開発
- 2007年：JSLカリキュラム中学校編開発
- 2011年：「外国人児童生徒受入の手引き」刊行（2019年改訂）
- 2014年：小・中での「特別の教育課程」による日本語指導の開始
- 2014年：「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント」（「DLA」）開発
- 2017年：外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム開発事業
- 2017年：日本語指導に必要な教員の基礎定数化
- 2019年：情報検索サイト「かすたねっと」文科省による運用開始
- 2019年：外国人児童生徒等教育アドバイザーの教育委員会等への派遣事業
- 2023年：高校における「外国人生徒等の受入の手引き」「日本語指導・学習支援のためのガイドライン」作成
- 2024年：高校での「特別の教育課程」による日本語指導の開始

- 日本語と教科の統合学習のためのカリキュラム（JSLカリキュラム）の開発
- 「特別の教育課程」の制度化（正規の授業時間内で日本語指導の実施）
- 受入れの手引き、高校日本語指導・学習支援のガイドラインの作成・配布
- 日本語能力の評価ツールの開発（DLA）
- 実践の共有化と活用システム（「かすたねっと」の運用）
- 日本語指導に必要な教員の基礎定数化（18人に1人）

自治体における日本語指導に関わる主な施策

- 日本語の初期指導に関わる施策は多くの自治体で実施
- 「日本語指導員等」を配置し各学校に派遣（約39%）
- 「母語支援員等」の派遣（約23%）
- 教員の研修の実施(約20%)

【自治体間の格差が大きい。（「散在地域」の受け入れ・指導体制は不十分）】

- 在籍者数の多い自治体での取り組み
 - ・ 編入学時に集中的に日本語を学ぶ特設学級（「プレクラス」）や取り出しの「日本語学級」の設置
 - ・ 就学前の適応指導・日本語指導を実施する「プレスクール」の設置
 - ・ 日本語指導のガイドライン、指導のハンドブック等の開発
 - ・ 中学生を対象にした進学支援（教科学習支援等）の実施
 - ・ 地域組織（NPO）などと連携した日本語指導や進路ガイダンスなどの実施

小・中学校段階の日本語指導の現状

【指導体制】

- 実践の成果の蓄積・共有ができていない。→担当教員の頻繁な交代→常に学校の課題に
- 日本語指導の担当教員が十分に確保できない。
- 学校全体の組織的な取り組みが不十分

【日本語指導】

- 多言語化に対応できない、指導時間数の不足、指導の継続性の難しさ
- 日本語と教科の統合学習の実施率約40%
- 「特別の教育課程」による日本語指導の実施率約70%
 - 実施できない理由：教員不足、教育課程編成が困難、指導計画が作成できない等

高校段階の日本語指導の現状

■ 生徒の実態に即した指導上の問題

- ・ 「日本語ゼロ」の生徒への対応→海外から直接入学する生徒、日本の滞在期間が短い生徒の増加
- ・ 学習者の背景の多様化、日本語力の個人差が大きい。
- ・ 教科指導につながる日本語指導が不十分
- ・ 日本語指導の時間が十分に確保できない→必修教科・科目の比重が大きいため

■ 学校の体制の問題

- ・ 日本語指導の担当教員 = 非正規が多い→日本語指導の体制が十分でない。
- ・ 日本語指導の教員と各教科担当教員の連携が不十分
- ・ 日本語指導の知見や経験の不足

■ キャリアに関わる問題

- ・ キャリアに結びついた日本語指導が不十分

国内の児童生徒の日本語教育の課題

児童生徒の日本語教育の課題

■ 日本語指導に関わる課題

- ・ 「特別の教育課程」による指導の推進
- ・ 日本語指導（「サバイバル日本語」「生活日本語」「日本語基礎」「技能別日本語」）に関わる統合的なカリキュラム案の提示
- ・ 「日本語と教科の統合学習」のカリキュラム（JSLカリキュラム）の改訂
- ・ 個別最適な学びを進めるためのデジタル日本語教材の開発・活用
- ・ 障害のある外国人児童生徒の日本語指導体制の整備
- ・ 日本語指導と職業とのリンク

■ 指導者に関わる課題

- ・ 「日本語と教科の統合学習」に関する研修の充実
- ・ 「日本語指導コーディネーター教員」等の配置
- ・ 地域日本語人材の登用方策の検討

■ 不就学者・学齢超過者、外国人学校等における日本語教育の課題

- ・ 地域における日本語教育への支援（特に不就学者への対応）
- ・ 夜間中学「日本語学級」への支援の強化
- ・ 外国人学校等における日本語教育支援

児童生徒の日本語教育の制度上の課題

- 「日本語科」という新たな教科の設置と「日本語科」を専門とする教員養成に向けた検討
- 指導者の配置等の検討
 - ・ 日本語指導に必要な教員の基礎定数化の基準の見直し（令和8年度以降）
 - ・ 「登録日本語教員」の学校の日本語教育への登用
- 複数の自治体にまたがる日本語指導体制への支援
- 財政的支援のための方策の検討

海外の子どもの日本語教育

法的な根拠

■ 日本語教育の推進に関する法律 第十九条

- 国は、海外に在留する邦人の子、海外に移住した邦人の子孫等に対する日本語教育の充実を図るため、これらの者に対する日本語教育を支援する体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

→「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」

■ 在外教育施設における教育の振興に関する法律 第十三条

- 在外教育施設を拠点とした日本文化の紹介又は日本語の普及、在外教育施設における在留邦人の子以外の者であってその教育を受けることを希望するものの受入れその他の我が国に対する諸外国の理解の増進を図るための活動が行われる場合には、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

→「在外教育施設における教育の振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」

日本にルーツのある子どもの日本語教育の枠組み

【日本語教育の場】

- 日本人学校
- 補習授業校
- 継承語学校（教室）
- 日本語学校
- 外国の教育機関

【日本語教育の対象】

- 海外勤務者の子ども
- 長期滞在者の子ども
- 永住者の子ども
- 国際結婚家庭の子ども
- 日系人

【日本語の位置づけ】

- 国語科＝日本語（母語という位置付け）
- 教科学習についていくための日本語
- 継承語としての日本語
- 外国語としての日本語

- 日本人学校、補習授業校→海外勤務者の子ども（長期滞在者の子ども）→「母語」としての日本語
- 継承語学校（教室）→永住者、国際結婚家庭の子ども→継承語（＊親から継承する言語）としての日本語
- 日本語学校→日系人→外国語(継承語)としての日本語

日本語教育の場の変化と支援の現状

■ 日本人学校

- ・ 長期滞在者、永住者、国際結婚家庭の子どもの増加→「日本語教育」の必要

■ 補習授業校

- ・ 「保護者のどちらか、あるいは両方とも外国人」という子ども44%→日本の教科学習と同時に「日本語教育」の必要性（「国際学級」「国際部」「国際コース」などの開設）

■ 日本語学校

- ・ 「ニッケイ」としての生き方→外国語としての日本語、日本文化への関心の高まり

■ 「継承語日本語学校（教室）」

- ・ 海外における国際結婚家庭の子ども、永住者の子どもの増加と日本語学習のニーズの高まり＝自助的な教育組織（小規模）の設立へ

■ 日本人学校、補習授業校への支援

- ・ 政府支援（教員派遣、校舎借料、講師謝金等）、海外子女教育振興財団の支援（教科書配布、教育相談、教材整備等）
- ・ 日本語支援（教師研修、教材提供等）

■ 日本語学校への支援

- ・ 国際協力機構の支援（ブラジル、パラグアイ等の日系日本語学校への日系社会協力隊の派遣等）
- ・ 国際交流基金の海外拠点での支援

■ 継承語日本語学校(教室)への支援がなされていない。

- ・ 一部は現地のコミュニティからの財政支援
- ・ 国際交流基金が着手

日本にルーツのある子どもの日本語教育の推進に向けた課題

■ 継承語日本語学校（教室）への支援

1. 支援の前提となる現状・実態の把握→基礎的データの収集
2. 階層別教師研修の実施
3. 地域別のネットワーク化→地域別拠点整備のための支援
4. カリキュラム・プログラム・教材に関わる「プラットフォーム」の構築・運用
5. 財政的・物的・人的な支援策の検討（学校規模が小さいため、支援の基準が難しいが）

■ 日本人学校、補習授業校、日本語学校における日本語教育の体制整備

1. 日本語に関わるカリキュラム・プログラム・教材の開発
 - ・ 日本人学校→「教科学習につながる日本語教育」（日本国内との連動）、補習授業校→「教科横断型の総合日本語」、日本語学校→「外国語として日本語・日本文化」
2. 広域的な教員研修体制の整備
3. 教員の派遣・配置、採用の検討
 - ・ 日本国内で子どもの日本語教育の経験教員の効果的な派遣・配置
 - ・ 現地の日本語教師等の日本人学校や補習授業校への採用